

# 照 会 書

令和4年1月24日

札幌市豊平区豊平4条3丁目3番10号

アルティミス建築設計株式会社

代表取締役 中 悠介 殿

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
理事長 松 久 三 四 彦  
〒060-0004  
札幌市中央区北4条西12丁目1番55  
ほくろうビル3階  
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士など消費者問題専門家により構成されているNPO法人です（詳細は、当法人のホームページ<sup>1</sup>をご参照下さい。）。

また、当法人は、平成22年2月25日からは、平成21年6月に施行された改正消費者契約法に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供にかかる業務）を行う「適格消費者団体」としての活動も行っています。

現在、当法人では、消費者被害について情報提供やアンケート等による多方面からの情報収集を行っており、入手した契約書等に消費者契約法等の規定する不当な条項が含まれていないかどうかを検討しています。

---

<sup>1</sup> <http://www.e-hocnet.info/index.html>

貴社の建物賃貸借契約書に関して情報提供があり、情報提供に係る貴社の建物賃貸借契約書の内容を検討しました結果、消費者契約法上の問題が散見されることが判明しました。

つきましては、当法人が検討した建物賃貸借契約書が現在使用されているものかどうかの確認も含めて、現在、貴社が貴社所有又は管理に係る建物賃貸借契約書の書式を当法人まで開示されますように求めます。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、令和4年2月22日までに文書にて書式をご開示くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上